

昭島市子ども・若者未来対策推進計画を策定

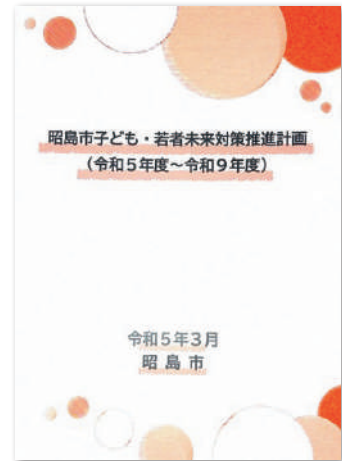
すべての子どもや若者が、安心して、元気に成長し、夢や希望を持って自分の力で生きていく力をつけ、自分らしい輝く未来とすることができるよう市がどのようなことに取り組んでいくかを示した子ども・若者に関する計画を作りました。

応援します！

- ・生きていくために必要ないろいろな力をつけること。
- ・子ども若者やその家族みんなのこと。
- ・安全に安心して過ごせる場所や成長を支える人々のこと。
- ・安心して生活ができること。

本計画は市役所や図書館などで見るができるほか、市ホームページでも見るができます。

【問合せ】子ども育成課子ども育成支援担当 TEL 042-519-5715



昭島市子ども・若者未来対策推進計画
(令和5年度～令和9年度)

ヤングケアラー

とは

- 法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもとされています。ただし18歳を超えてもケアが続く可能性はあり、若者ケアラーまで切れ目のない支援が必要です。
- ケアには思いやりを育む等良い面もありますが、過度な負担が続くと、友達と遊ぶなど子どもらしく過ごす権利の侵害、子ども自身の心身の健康が保持・増進されない、学習面での遅れや進学に影響が出る、就労への影響など長期的に影響があることを理解しましょう。
- 点ではなく線で、若者ケアラーまで切れ目のない支援を行い、将来の可能性を広げる(狭めない)ことが必要です。

「子どもの権利」が侵害されていないかどうかのチェックポイント

教育を受ける権利 休み・遊ぶ権利 意見を表す権利 健康・医療への権利 社会保障を受ける権利 生活水準の確保



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいはしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

上記の他に、以下のようなケアをしている場合もヤングケアラーに含まれます

- ✓ 精神疾患や知的障害、発達障害、疾病や難病等のある親やきょうだいのケアをしている
- ✓ 依存性のある親に対応する等、感情面のサポートをしている
- ✓ 脳疾患、がんなどの病気のある親や祖父母のケアをしている
- ✓ きょうだいの学童クラブ、保育所、放課後等デイサービス等の送り迎えをしている

子ども専用電話 『AKISHIMA キッズナー』

友だちのこと、家族のこと、学校のことなど、困ったことや辛いことなど、お子さんからの相談をお受けしています。

利用対象者	18歳未満の児童本人
相談時間	月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時から午後6時30分(受付は午後6時15分)
電話番号	0120-678-044

【問合せ】子ども育成課子ども家庭支援センター係 TEL 042-543-9046